

アングル1 「社会福祉法」とは

©2023sakurakosensei 転載・転売・流用・譲渡禁止

<問題編>

適切なものを○、不適切なものを×としなさい。

	問 題	○・×
1	2000（平成 12）年の「社会福祉法」の改正で、行政が利用者の処遇を決定する「措置制度」が廃止された。（令和 2 後期間 2A）	
2	社会福祉の供給主体が、地方公共団体、社会福祉法人中心から、特定非営利活動法人や企業など民間へも拡大することが進められた。（令和 3 前期間 3D）	
3	「社会福祉事業法」も「社会福祉法」も、社会福祉の共通基盤について規定している法律である。（令和元後期間 2A）	
4	「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改正することによって、行政の権限や裁量によって社会福祉事業が実施されるようになった。（令和元後期間 2B）	
5	「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改正することによって、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス等の在宅福祉サービスの法定化が行われた。（令和元後期間 2C）	
6	「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改正することによって、地域福祉の推進体制は法的に整備されることとなった。（令和元後期間 2D）	
7	「社会福祉法」では、社会福祉を目的とする事業を経営する者に対して、「福祉サービスの提供の原則」について定めている。（平成 30 前期間 2C）	
8	「社会福祉法」に定められている福祉事務所は、都道府県、市（特別区を含む）、町、村に、必ず設置されなければならない。（平成 30 前期間 5A）	
9	社会福祉主事は、「社会福祉法」に基づく福祉事務所の現業員の任用資格であり、社会福祉諸法に定める援護または更生の措置に関する事務等を行う。（平成 30 前期間 7C）	
10	「社会福祉法」において、利用者保護の観点からは、地域福祉の推進と並んで明確に規定されている。（平成 29 前期間 20A）	
11	「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が制定され、地域福祉の推進等が明確に位置付けられた。（平成 29 後期間 1A）	
12	「社会福祉法」により、都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。（神奈川令和 3 年問 7A）	
13	「社会福祉法」により、都道府県は、社会福祉施設に配置する職員及びその員数について、地域の実情に合わせて定めるものとする。（神奈川令和 3 年問 7B）	

14	社会福祉主事とは、福祉事務所などに配置されて社会福祉に関する業務を行う職員のことであり、社会福祉士の資格が必須である。(神奈川令和3年問9A)	
15	利用者の立場に立った社会福祉制度の構築や福祉サービスの質の向上等のために社会福祉基礎構造改革を行った。(神奈川令和2年問2A)	
16	市町村は、地域福祉の推進に関して「市町村地域福祉計画」を策定するよう努めるものとする。(神奈川令和2年問4A)	
17	障害者関連の福祉サービスの利用においては、措置制度から利用者が事業者と直接契約し、市町村が利用者に対し支援費を支給する方式に改められた。(神奈川平成31問2・1)	
18	福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの改善を図る観点から、苦情解決の仕組みが導入された。(神奈川平成31問2・3)	
19	増大・多様化する住民の福祉ニーズに応えることができるよう、社会福祉法人の設立要件が緩和された。(神奈川平成31問2・4)	
20	「社会福祉法」に市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に関する規定が設けられた。(神奈川平成31問2・5)	
21	社会福祉基礎構造改革において、サービスの質の向上に向けて、事業者の自己評価の実施や第三者機関の育成、事業の透明性の確保に向けた基盤整備などが掲げられた。(神奈川平成31問15・1)	
22	福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)は、「社会福祉法」によって定められている。(令和4前期問17A)	
23	福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)は、第1種社会福祉事業として位置づけられている。(令和4前期問17B)	
24	福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)において、事業の実施主体は、都道府県と指定都市の社会福祉協議会である。(令和4前期問17C)	
25	福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)において、利用にあたっては、利用希望者が住所地の福祉事務所に申し込むことになっている。(令和4前期問17D)	
26	「社会福祉法」では、福祉サービスの基本的理念として、「福祉サービスは、日本国憲法第13条の幸福追求権の保障を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」とある。(神奈川令和4問1C)	

27	<p><穴埋めしましょう></p> <p>地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（中略）、（ A ）、住まい、（ B ）に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの（ C ）その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（中略）を把握し、（ D ）の解決に資する支援を行う関係機関（中略）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。（令和 4 年後期間 20）</p> <p>（組み合わせ）</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>生活困窮</td> <td>就労及び教育</td> <td>疎外</td> <td>生活福祉課題</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>保健医療</td> <td>余暇及び健康</td> <td>疎遠</td> <td>利用援助課題</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>社会活動</td> <td>雇用及び学習</td> <td>疎遠</td> <td>地域生活課題</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>保健医療</td> <td>就労及び教育</td> <td>孤立</td> <td>地域生活課題</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>社会活動</td> <td>雇用及び学習</td> <td>孤立</td> <td>生活福祉課題</td> </tr> </tbody> </table>	A	B	C	D		1	生活困窮	就労及び教育	疎外	生活福祉課題	2	保健医療	余暇及び健康	疎遠	利用援助課題	3	社会活動	雇用及び学習	疎遠	地域生活課題	4	保健医療	就労及び教育	孤立	地域生活課題	5	社会活動	雇用及び学習	孤立	生活福祉課題	
A	B	C	D																													
1	生活困窮	就労及び教育	疎外	生活福祉課題																												
2	保健医療	余暇及び健康	疎遠	利用援助課題																												
3	社会活動	雇用及び学習	疎遠	地域生活課題																												
4	保健医療	就労及び教育	孤立	地域生活課題																												
5	社会活動	雇用及び学習	孤立	生活福祉課題																												
28	<p>「社会福祉法」において、都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く、と規定されている。（令和 5 年前期間 6C）</p>																															
29	<p>福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）は、「社会福祉法」に基づく利用者の権利擁護事業の一つである。（令和 5 年前期間 16C）</p>																															
30	<p>民生委員は、「社会福祉法」に基づき地域社会の福祉を増進することを目的として市町村の区域に置かれている民間奉仕者である。（令和 5 年前期間 19A）</p>																															
31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、（ A ）する地域社会の実現を目指して行うこと。 ・ 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの（ B ）等の課題を把握すること。 ・ 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、（ C ）課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう留意すること。 <p style="text-align: right;">（令和 5 年後期間 18）</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>C</p>																														

<解答編>

	問 題	○・×
1	2000（平成 12）年の「社会福祉法」の改正で、行政が利用者の処遇を決定する「措置制度」が廃止された。（令和 2 後期間 2A） 改正では、福祉サービスの多くが「措置制度」から「契約制度」へと変更されたが、 <u>現在でも「措置制度」は廃止されていない。</u>	×
2	社会福祉の供給主体が、地方公共団体、社会福祉法人中心から、特定非営利活動法人や企業など民間へも拡大することが進められた。（令和 3 前期間 3D）	○
3	「社会福祉事業法」も「社会福祉法」も、社会福祉の共通基盤について規定している法律である。（令和元後期間 2A）	○
4	「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改正することによって、 <u>行政の権限や裁量によって</u> 社会福祉事業が実施されるようになった。（令和元後期間 2B） <u>社会福祉事業は行政の権限や裁量によって実施されているのではない。</u> この改正では、社会福祉事業を実施する社会福祉法人の設立要件の緩和など、社会福祉事業を実施する者の活性化を図った。	×
5	<u>「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改正することによって</u> 、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス等の在宅福祉サービスの法定化が行われた。（令和元後期間 2C） これらのサービスは「社会福祉事業法」「社会福祉法」には基づかず、 <u>この改正以前に「老人福祉法」に規定されている。</u> また現在これらのサービスは「介護保険法」によって実施されている。	×
6	「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改正することによって、地域福祉の推進体制は法的に整備されることとなった。（令和元後期間 2D）	○
7	「社会福祉法」では、社会福祉を目的とする事業を経営する者に対して、「福祉サービスの提供の原則」について定めている。（平成 30 前期間 2C）	○
8	「社会福祉法」に定められている福祉事務所は、都道府県、市（特別区を含む）、 <u>町、村</u> に、必ず設置されなければならない。（平成 30 前期間 5A） 福祉事務所は、「社会福祉法」第 14 条第 1 項において「都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない」と規定されている。しかし町村については、同条第 3 項において「町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる」と規定されており、 <u>その設置は義務ではない。</u>	×
9	社会福祉主事は、「社会福祉法」に基づく福祉事務所の現業員の任用資格であり、社会福祉諸法に定める援護または更生の措置に関する事務等を行う。（平成 30 前期間 7C）	○

10	「社会福祉法」において、利用者保護の観点、地域福祉の推進と並んで明確に規定されている。(平成 29 前期問 20A)	○
11	「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が制定され、地域福祉の推進等が明確に位置付けられた。(平成 29 後期問 1A)	○
12	「社会福祉法」により、都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。(神奈川令和 3 年問 7A)	○
13	<p>「社会福祉法」により、都道府県は、社会福祉施設に配置する職員及びその員数について、<u>地域の実情に合わせて</u>定めるものとする。(神奈川令和 3 年問 7B)</p> <p>地域の実情に合わせるのではなく、厚生労働省令で定める基準に従い定める。</p> <p>以下は参考条文。</p> <p>「社会福祉法」第 65 条</p> <p>都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。</p> <p>2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については<u>厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし</u>、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p><u>一 社会福祉施設に配置する職員及びその員数</u></p> <p>二 社会福祉施設に係る居室の床面積</p> <p>三 社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>四 社会福祉施設の利用定員</p> <p>3 社会福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。</p>	×
14	<p>社会福祉主事とは、福祉事務所などに配置されて社会福祉に関する業務を行う職員のことであり、<u>社会福祉士の資格が必須</u>である。(神奈川令和 3 年問 9A)</p> <p>社会福祉士の資格は必須ではなく、要件の 1 つである。</p> <p>「社会福祉法」第 19 条</p> <p>社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢十八年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含</p>	×

	<p>む。)</p> <p>二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者</p> <p>三 社会福祉士</p> <p>四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの</p>	
15	利用者の立場に立った社会福祉制度の構築や福祉サービスの質の向上等のために社会福祉基礎構造改革を行った。(神奈川令和2年問2A)	○
16	市町村は、地域福祉の推進に関して「市町村地域福祉計画」を策定するよう努めるものとする。(神奈川令和2年問4A)	○
17	障害者関連の福祉サービスの利用においては、措置制度から利用者が事業者と直接契約し、市町村が利用者に対し支援費を支給する方式に改められた。(神奈川平成31問2・1)	○
18	福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの改善を図る観点から、苦情解決の仕組みが導入された。(神奈川平成31問2・3)	○
19	増大・多様化する住民の福祉ニーズに応えることができるよう、社会福祉法人の設立要件が緩和された。(神奈川平成31問2・4)	○
20	「社会福祉法」に市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に関する規定が設けられた。(神奈川平成31問2・5)	○
21	社会福祉基礎構造改革において、サービスの質の向上に向けて、事業者の自己評価の実施や第三者機関の育成、事業の透明性の確保に向けた基盤整備などが掲げられた。(神奈川平成31問15・1)	○
22	福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)は、「社会福祉法」によって定められている。(令和4前期問17A)	○
23	福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)は、 第1種社会福祉事業 として位置づけられている。(令和4前期問17B) 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)は、 第2種社会福祉事業 として位置づけられている。	×
24	福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)において、事業の実施主体は、都道府県と指定都市の社会福祉協議会である。(令和4前期問17C)	○
25	福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)において、利用にあたっては、利用希望者が 住所地の福祉事務所に申し込むことになっている 。(令和4前期問17D) 利用にあたっての相談や申請などの窓口業務等は、 市町村の社会福祉協議会等 で実施されている。	×

26	<p>「社会福祉法」では、福祉サービスの基本的理念として、「<u>福祉サービスは、日本国憲法第 13 条の幸福追求件の保障を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない</u>」とある。（(神奈川令和 4 問 1C)</p> <p>「社会福祉法」第 3 条では、福祉サービスの基本的理念として、「<u>福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。</u>」と規定されている。</p>	×
27	<p>「社会福祉法」(地域福祉の推進) 第 4 条第 3 項。</p> <p>地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(中略)、(A 保健医療)、住まい、(B 就労及び教育)に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの(C 孤立)その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(中略)を把握し、(D 地域生活課題)の解決に資する支援を行う関係機関(中略)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。</p>	4
28	<p>「社会福祉法」において、都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く、と規定されている。(令和 5 年前期間 6C)</p>	○
29	<p>福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)は、「社会福祉法」に基づく利用者の権利擁護事業の一つである。(令和 5 年前期間 16C)</p>	○
30	<p>民生委員は、「<u>社会福祉法</u>」に基づき地域社会の福祉を増進することを目的として市町村の区域に置かれている民間奉仕者である。(令和 5 年前期間 19A)</p> <p><u>「民生委員法」</u></p>	×
31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、(A) する地域社会の実現を目指して行うこと。 ・ 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの(B) 等の課題を把握すること。 ・ 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、(C) 課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう留意すること。 <p>(令和 5 年後期間 18)</p>	A 共生 B 孤立 C 地域 生活